



東京電力パワーグリッド

つくば市との「脱炭素社会実現に向けた共創推進に関する連携協定」の締結について

2023年 8月 7日

つくば市

東京電力パワーグリッド株式会社土浦支社

つくば市（市長：五十嵐 立青）と東京電力パワーグリッド株式会社土浦支社（支社長：樫村 信秀、以下「東電 PG」）は、「脱炭素社会実現に向けた共創推進に関する連携協定」（以下「本協定」）を、本日、締結しました。

つくば市は 2022 年 2 月 14 日に、「つくば市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するため、各主体が連携し低炭素な活動が浸透しているまち、低炭素な建物やモビリティによるスマートなまち、高い環境意識をもち持続可能なライフスタイルが確立しているまち、気候変動に適應できるまち、の 4 つを柱として、脱炭素社会実現に向けた取り組みを進めています。

東京電力グループは、2050 年における二酸化炭素排出量実質ゼロを目標に掲げ、ゼロエミッション電源の開発やエネルギー需要の更なる電化促進などにより、脱炭素社会実現に向けた取り組みを始めています。

本協定は、つくば市の地球温暖化対策実行計画に掲げた将来像実現のため、環境・エネルギーの分野においてつくば市と東電 PG が相互に連携・協働し、つくば市域における電力の安定供給と、再生可能エネルギーの利活用を両立し、脱炭素社会実現及びレジリエンス強化と地域経済の活性化を図ることを目的としています。

<連携事項>

- （１）災害時及び事故時におけるレジリエンス強化に関すること
- （２）市域及び公共施設の脱炭素に係る総合的な取組に関すること
- （３）市域エネルギーの地産地消、エリアエネルギーマネジメント等の推進に関すること
- （４）脱炭素社会の実現に向けた市民の行動変容の促進に関すること
- （５）その他、本協定の目的達成に資すると認められる事項に関すること

つくば市および東電 PG は、本協定の締結を契機に、様々な分野で連携を図ることで、脱炭素社会実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

以 上

<別紙 1> 脱炭素社会実現に向けた共創推進に関する連携協定書

<別紙 2> 脱炭素社会実現に向けた共創推進に関する連携概要

本発表内容に関する報道関係者のお問い合わせ先

つくば市 生活環境部 環境政策課 TEL:029-883-1111

東京電力パワーグリッド株式会社 茨城総支社 広報・渉外担当 飛田(ヒダ) TEL : 090-4170-9930

脱炭素社会実現に向けた共創推進に関する連携協定書

つくば市（以下「甲」という。）と、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、つくば市における脱炭素社会実現に向けた連携協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、つくば市地球温暖化対策実行計画に掲げた将来像の実現のため、相互に連携・協働し、つくば市域（以下「市域」という。）における電力の安定供給と、再生可能エネルギー等の利活用を両立し、脱炭素社会実現及びレジリエンス強化と、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、誠意を持って次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 災害時及び事故時におけるレジリエンス強化に関すること
- (2) 市域及び公共施設の脱炭素に係る総合的な取組に関すること
- (3) 市域エネルギーの地産地消、エリアエネルギーマネジメント等の推進に関すること
- (4) 脱炭素社会の実現に向けた市民の行動変容の促進に関すること
- (5) その他、本協定の目的達成に資すると認められる事項に関すること

2 前項各号に定める事項に関する具体的な実施事項（以下「事業」という。）は、双方が協議して定めるものとする。

3 甲及び乙は、事業の円滑な実施及び積極的な推進に向けて、相互の密接な情報共有を行うものとする。

4 甲及び乙は、事業を実施するにあたり、第三者に関する情報を提供する場合には、それぞれの責任において、当該第三者から事前に了解を得るものとする。

5 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

6 事業を実施した結果、甲又は乙に何らかの損害が生じた場合、相手方はその責任を負わない。ただし、相手方に損害を与えたことについて故意若しくは重大な過失があった場合又は本協定に反した場合、この限りではない。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、連携事項の情報共有及び事業の実施により知り得た秘密情報についてそれぞれ秘密を保持し、書面又は電子メール等による事前承諾なしに第三者へ開示、及び本協定の目的以外に使用してはならない。

2 甲及び乙は本協定が解除又は有効期間が満了した場合であっても、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（確認事項）

第4条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から毎年度末の3月31日に自動更新するものとする。

2 当該年度末の期日1か月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の意思表示がない場合は、1年間同一条件により更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

（協定の変更及び解除）

第6条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、双方の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（法令の遵守）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（その他）

第8条 本協定の内容に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度誠意を持って協議し、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 5 年（2023年） 8 月 7 日

甲 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市

つくば市長



乙 茨城県土浦市千束町4番18号
東京電力パワーグリッド株式会社

土浦支社長



【連携内容】

- 環境・エネルギーの分野で相互に連携・協働し電力の安定供給と再エネの利活用を両立
- 脱炭素社会実現およびレジリエンス強化と地域経済の活性化を図る



つくば市の将来像と4つの柱

つくば市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

I 各主体が連携し、低炭素な活動が浸透しているまち

II 低炭素な建物やモビリティによるスマートなまち

○再生可能エネルギーの有効活用方法検討と系統接続の最大化

- ・系統構成と地産地消マッチング
- ・公共施設への太陽光発電＋蓄電池の設置
- ・一般住宅部への脱炭素施策
- ・EV導入促進
- ・公共施設群のZEB化など電力電化に関する協働



III 高い環境意識をもち、持続可能なライフスタイルが確立しているまち

○電力データを活用した地域住民の行動変容

- ・地域住民の環境意識醸成・啓発
- ・SDGsコンテンツによる地域住民の行動変容促進
- ・教育コンテンツによる子供の行動変容促進

IV 気候変動に適応できるまち

○安定供給とレジリエンス強化

- ・公共施設での電力設備トラブルにおける復旧・設備構築などのアドバイス
- ・災害、事故時のレスポンス構築

つくば市と東京電力パワーグリッド株式会社との
脱炭素社会実現に向けた共創推進に関する連携協定式



【左から、東電 PG 土浦支社長 樫村 信秀 、つくば市長 五十嵐 立青】